



令和8年度 国分寺市立第七小学校 いじめ防止基本方針（概要）

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校からいじめを無くし、児童が安心して楽しく学校生活を送ることができるようにするために、「いじめ防止対策推進法」及び「国分寺市子どもいじめ虐待防止条例」に基づき、いじめ問題への行動方針を明確にすることを目的とし、「国分寺市立第七小学校 いじめ防止基本方針」（以下、「七小いじめ防止基本方針」という。）を策定する。

2 いじめ防止の取組

七小いじめ防止基本方針における いじめ防止の取組は、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」とする。

3 組織

（１）七小いじめ防止対策委員会（校内委員会も含め）

＜構成＞

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年担任（当該）、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他校長が必要と認める者

（２）七小サポートチーム

＜構成＞

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、保護者、民生・児童委員主任児童委員、保護司、子ども家庭支援センター職員

小金井警察署職員（スクールサポーター含）

その他校長が必要と認める者

8 評価

七小いじめ防止基本方針は、年度当初職員会議で全教員が確認し、年間計画に基づき、組織的に実行する。また、国分寺市いじめ調査やふれあい月間の調査、保護者の学校評価アンケート等を活用しながら、いじめ防止の取組について評価を実施し、次年度の取組内容や七小いじめ防止基本方針に盛り込むべき内容について検討を重ねていく。



4 いじめの「未然防止」について

（１）教員の指導力の向上と組織的対応

○七小いじめ防止基本方針の策定 ○七小いじめ防止対策委員会の設置 ○七小サポートチームの設置
○校内における積極的な情報交換と情報の共有（校内委員会での報告） ○いじめに関する研修の実施

（２）いじめを見て見ぬふりをしないための取組

○「いじめに関する授業」の実施 ○弁護士等外部人材を活用した授業の実施 OSOS の出し方に関する指導
○児童会が主体となるいじめ防止の取組 ○「児童会生徒会フォーラム」の活用 ○代表委員会による「ふわふわ言葉大作戦」

（３）教職員の人権意識の向上

○不適切な指導や差別的な言動の一掃 ○体罰防止の徹底 ○学級担任による朝の呼名・観察の継続 ○人権研修の開催

5 いじめの「早期発見」について

（１）いじめの「見える化」の取組

○きめ細やかな子供の観察（表情、態度、言動、日記、健康状況等の観察と蓄積） ○市いじめアンケートの実施・分析・活用
○スクールカウンセラーによる児童面接の実施

（２）組織的な取組によるいじめの確実な発見

○校内における積極的な情報交換と情報の共有（校内委員会や七小いじめ防止対策委員会）
○生活指導夕会における全教職員の情報共有

（３）保護者・地域との連携

○学校だよりや保護者会の積極的な活用 ○保護者相談の実施 ○児童館、学童クラブ等との連携
○スクールカウンセラー、SSW、臨床発達心理士の保護者への紹介、サポート教室の利用 ○学校通信・保護者会で情報共有

6 いじめの「早期対応」について

（１）定期的な七小いじめ防止対策委員会の開催と委員会を核とした対応

○役割分担の明確化（日常的な情報の共有化、緊急会議の柔軟な開催、周囲の子供へのケアについて役割分担を明確にする）
○いじめ解消に向けた取組（教職員全体で、被害の子供への支援、加害の子供への指導を行う）

（２）被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組

○被害の子供の安全確保とスクールカウンセラー等を活用したケア ○加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導
○いじめを伝えた子供の安全の確保

（３）市教育委員会、関係諸機関との連携

○市教育委員会への報告 ○七小サポートチームを通じた警察、児童相談所等との連携

（４）保護者・地域との連携

○加害側・被害側保護者への連絡・面談 ○保護者会の開催 ○PTAとの連携 ○地域人材を活用した登下校時の見守りなどの強化

7 重大事態への対処について

（１）被害の子供の保護・ケアの例

○被害の子供に対する複数の教員のマンツーマンでの保護 ○被害の子供とその保護者に対するケア ○スクールカウンセラー、臨床発達心理士によるケア ○SSW による家庭訪問 ○トライルーム利用等の実施

（２）加害の子供への働きかけの例

○別室での学習の実施 ○警察への相談・通報 ○懲戒や出席停止 ○加害の子供とその保護者に対するケア

（３）市教育委員会・関係諸機関との連携

○市教育委員会への報告と連携 ○児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携 ○いじめ等の問題解決支援チームの活用

（４）保護者・地域との連携

○緊急保護者会の開催 ○PTAの活用 ○民生・児童委員等との連携 ○スクールサポーターの活用

（５）いじめ防止対策推進法に基づく対応

○第 28 条及び 30 条に基づく調査